平成25年労第316号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日にA市所在のB会社(以下「会社」という。)に採用され、会社が経営するC病院(以下「事業場」という。)に院長(獣医師)として勤務し、平成〇年〇月〇日からは同社のD病院(以下「新事業場」という。)でも兼務していたところ、同年〇月〇日に、事業場内で塩化カリウムの静脈投与により死亡(自殺)していた。

請求人は、被災者は過重労働により精神障害を発病し、自殺に及んだものであるとして、監督署長に対し、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定(略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1) Y監察医事務所E医師による平成〇年〇月〇日付けの死体検案書によると、 被災者は塩化カリウムを静脈に投与した状況で死亡しており、死亡推定日時は 同日午前0時頃、死因の種類は自殺としている。

被災者の自殺の原因について、請求人は、「請求人が最初に被災者の変調を感じたのは、平成〇年〇月頃で、同年〇月頃になると左手のしびれを訴えるようになり、同年〇月頃からは右手がしびれだし、また、笑うことは少なくなり、食欲が減り、睡眠障害が出て来た。請求人は、同年〇月頃、とりあえずF病院を受診するよう勧めた。」と申述し、「被災者は同年〇月頃にうつ病を発病したと思う。」旨、また、「被災者の自殺は、過重労働によって精神障害を発病し、正常な認識・行為選択能力が著しく阻害されたことによるものである。」旨主張するので、以下、検討する。

(2) 当審査会においては、関係資料を精査するも、被災者には死亡前に精神科等 への受診歴は認められないことから、発病の可能性について関係者の申述を慎 重に検討した。

G社長やHは「被災者の様子の変化には気づかなかった。」と述べており、Iは「新事業場が開院して以降、テンションが少し高くなった感じがあるが、それ以外は感じなかった。被災者が自殺した理由が思い当たらない。」と述べている。さらに、Jは「しんどい、しんどいとよく言うようになり、よくしゃべるようになる等様子の変化はあったが、精神的な疾患にかかっていたかはよくわからない。」と述べるなど、少なくとも精神障害の発病を明確に疑わせるがごとき申述は見当たらない。

その他、当審査会においては、請求人提出の被災者のメール等の資料も精査

したが、客観的に精神障害の発病をうかがわせる事実は見当たらない。

(3) 一方、会社(事業場)提出の報告書の別紙には、被災者の自殺について、「原因は明白で薬剤の横領、診療費の着服である(横領を認める遺書あり。)。事実、平成〇年〇月ごろ看護師からの報告で、被災者の薬剤の持ち出し、在庫報告で帳簿上で不可解な事実が判明した。同年〇月〇日に被災者に聞き取りをして、同月〇日に被災者から薬剤の使途報告書を提出するよう指示した。そして、その日の未明に自殺した。現在、業務上横額で損害賠償訴訟準備中です。」旨記載されており、被災者のG社長あての遺書を見ると、「人のせいにしないで自分できちんと経営して下さい。家の犬や、近所の人に薬を少し渡した事はありますが、何百万円も使ったりはしていません。」、「あえて、社長には謝りません。」などと記されており、被災者も薬剤の持ち出しは認めていると判断せざるを得ないものである。

また、事業場開設時から被災者の下で補助的業務、会計等を行っていた動物病院看護師のJは、被災者が自殺した理由として、「一つ目は、横領した資料をオーナーから突き付けられ、それを見て動揺したこと。二つ目は、新事業場に異動するか又は退職するように言われたこと。精神的に疲れたことの三点。」と申述している。

以上からすると、当審査会としては、被災者が薬剤の持ち出し又は横領を行っていた可能性は高いものと推認せざるを得ず、被災者の自殺の原因については、横領を疑ったG社長とのやり取りの影響を無視できないものと判断する。

(4) この点、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)も、意見書において、「自殺の原因は不明であると言わざるを得ないが、ICD-10の述べる程の精神障害の発病はなかったものと判断するのが妥当である。」旨判断しており、上記(2)及び(3)からすると、被災者は精神障害を発病していたものとは認め難く、被災者の自殺の原因については不明であるも、上記のとおり、他に有力な原因と考えられる事実も存在することから、当審査会としても上記専門部会の判断を妥当なものと判断する。

したがって、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、決定書は、「被災者が精神障害を発病していたとは認められない。」と しつつも、「仮に被災者が何らかの精神障害を発病していたとして、業務による 強い心理的負荷が認められるかどうかについて、念のため検討する。」として、 厚生労働省労働基準局長が策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その内容については、決定書別添のとおり。)に基づき検討を行っているので、当審査会としても、念のため、被災者が平成〇年〇月頃に精神障害を発病していたものとして、認定基準に基づき検討する。

ア 特別な出来事について

被災者には、発病前おおむね6か月の間(以下「対象期間」という。)に、認定基準の別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)に示されている「特別な出来事」は認められない。

なお、被災者の労働時間については、後記ウのとおり、監督署長及び審査 官の推認は過大なものであると判断する。

イ 特別な出来事以外の具体的出来事について

被災者については、平成〇年〇月〇日から新事業場が開院となり、事業場との掛け持ち勤務となったことが認められ、この出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度は「II」)に該当する。

しかしながら、被災者は、平成〇年〇月〇日時点で、7年間の獣医師としての経験と、3年以上の院長としての経験があり、新事業場開院に伴って業務内容が変わり、対応に苦慮していた状況は認められない。

また、新事業場は開院したばかりであり、それほど患者数も多くなく、被災者の時間外労働時間数はむしろ減少したこと、被災者の勤務に合わせて事業場の休院時間の拡大等の対応が図られたこと、平成〇年〇月〇日には新事業場に新たに院長が赴任しており、被災者1人で兼務をしていた期間は短期間であったこと等が認められ、以上を総合的に評価すると、「仕事内容の変化が容易に対応できるものであり、変化後の業務の負荷が大きくなかった」に該当するとして、心理的負荷の強度を「弱」とする審査官の判断は、当審査会としても妥当なものと判断する。

ウ 被災者の労働時間について

被災者の労働時間については、タイムカードの打刻は残されているものの、 G社長が申述するとおり、毎日4時間と設定されている休憩時間の実際の取 得状況や、泊まり勤務時の労働時間について、必ずしも明らかとは言い難い。 当審査会としては、次の理由により、審査官の推算は妥当なものとは言い難いと判断するもので、当該推算は、被災者の労働時間について、考え得る最長の時間を推認したにとどまるものであると判断する。

(ア) 休憩時間の認定について

① 事業場における手術のなかった日の被災者の休憩時間については、監督 署長及び審査官は、Jの「約2時間くらい」との申述をもとに推算してい る。

しかしながら、手術がないときの休憩時間について、K獣医師は「私は約4時間しっかり取れている。」旨、L獣医師はおおむね「約3時間しっかりある。」旨申述しており、Hは「被災者は、新事業場では、3時間30分以上は取っていたと思う。」旨申述している。

一方、事業主が提出した「出退勤・診察件数・手術件数集計表(平成〇年〇月~平成〇年〇月)写」によれば、認定基準の対象期間に含まれる平成〇年〇月から〇月頃の被災者の診察件数や手術件数は、「季節的には冬は診察件数はかなり減る。」(J)こともあって、診察件数が300件以上あった前年の繁忙期に比べ診察件数が3分の2程度以下となっていることが認められ、特に、平成〇年〇月では、診察件数(227件)も手術件数(6件)も、前年同月(それぞれ270件、13件)と比較しても相当数減少していることが認められる。このため、1日に数件の診察しか行っていない日も相当数認められる。

以上のとおりとすると、当該期間に休憩時間が十分取れなかったとの推認は合理性を欠くものであり、事業場における休憩時間を一律2時間とすることは、前年の繁忙期の頃の事業場であればともかく、診察件数等が減少した平成〇年〇月から〇月までの間に当てはまるものとは言い難いと判断する。

② 事業場又は新事業場における手術のあった日の被災者の休憩時間についても、監督署長及び審査官は、Jの「30分くらい」との申述をもとに推算をしている。

しかし、Hは「被災者の新事業場の手術時では休憩時間は1時間くらいである。」旨、K獣医師は「自分は手術がある時でも約2時間ぐらい取れている」旨、L獣医師は「自分は手術がある時でも約1時間取れている」旨

申述しており、Mは被災者が「仕事の合間合間で休憩を取る」ことがあった旨申述している。また、平成〇年〇月頃から〇月頃までの被災者の請求人あてメールを見ると、手術が終了したとのメールは大半が14時前後までであり、手術が15時以降にかかった日はあまり多くないものと推認することができる。

上記の申述及びメール、並びに上記①の被災者の業務量の減少に鑑みると、手術のあった日の休憩時間が一律30分であった旨の推認についても、 疑問が残るものと言わざるを得ない。

(イ) 泊まり勤務における労働時間の推認について

泊まり勤務について、審査官はこれをすべて労働時間に算入しているが、 K獣医師は「2時間に1回、数分程度、入院動物の様子を見たり、排出時 の処理を行うが、それ以外は仮眠する。」、「容態が悪化した場合などは、付 きっきりで処置や世話を行わなければならないが、そんなことはほとんど ない。泊まり勤務時の実労働時間は、せいぜい1時間ぐらいだと思う。」旨 申述し、L獣医師も泊まり勤務の態様については同様の申述をした上で、 「泊まり勤務の労働時間がどれくらいかは一概に言えないし、推算も難し い」と申述している。

泊まり勤務の状況、労働密度が以上のとおりとすると、これをすべて労働時間に算入するとする審査官の推算は、妥当とは言い難いものと判断する。

- (ウ)以上のとおり、審査官の労働時間の推認は、被災者の実労働時間よりも 相当過大なものとなっていると考えられ、妥当なものとは言い難い。
- エ 出来事の総合評価

被災者には、心理的負荷の強度の評価を「弱」とする上記イの判断に影響を与えるような、恒常的長時間労働その他の事情は認められないことから、 心理的負荷の総合評価は「弱」のままとすることが相当である。

オ 以上のとおり、被災者が仮に精神障害を発病していたとしても、対象期間 中に生じた業務上の出来事による強い心理的負荷は認められない。

なお、業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、決定書のとおりである。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認めら

れず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支 給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。